

第 8 5 号議案

豊川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

豊川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(豊川市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 豊川市職員の定年等に関する条例 (昭和 5 9 年豊川市条例第 1 3 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条)</p> <p>第 2 章 定年制度 (第 2 条—第 5 条)</p> <p>第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制 (第 6 条—第 11 条)</p> <p>第 4 章 定年前再任用短時間勤務制 (第 12 条・第 13 条)</p> <p>第 5 章 雑則 (第 14 条)</p> <p>附則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。) 第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項及び第 2 項並びに第 28 条の 7 の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 章 定年制度</p> <p>(定年による退職)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第 3 条 職員の定年は、年齢 65 年とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号 _____) 第 28 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 28 条の 3 _____ の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年による退職)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第 3 条 職員の定年は、年齢 60 年とする。ただし、医療業務に従事する医師及び歯科医</p>

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある

と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続き

師の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その

職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に就任させるため引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き

ある と認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする

。

（定年に関する施策の調査等）

第5条（略）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、豊川市職員給与条例（昭和27年豊川市条例第4号）第18条の4第1項、豊川市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年豊川市条例第3号）第4条又は豊川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年豊川市条例第17号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員（医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。）の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守

存すると認めるときは、
_____ 1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日_____

_____の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は_____

、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなった_____と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる

。

（定年に関する施策の調査等）

第5条（略）

すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上で、その状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該

職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

（1） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（2） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（3） 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日か

ら起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市長が定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された

当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定による

ほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

4 前項の規定は、豊川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年豊川市条例第 号）第1条の規定による改正前の豊川市職員の定年等に関する条例（次項において「旧条例」という。）第3条ただし書に規定する職員については、適用しない。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

旧条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員(異動等により当該前年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年豊川市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(豊川市職員給与条例(昭和27年豊川市条例第4号)第2条第1項に規定する地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を除く。)以下同じ。)の10分の1以下の額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下_____給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(豊川市職員給与条例(昭和27年豊川市条例第4号)第2条第1項に規定する地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を除く。)) _____)の10分の1以下___を減ずるものとする。</p>

(豊川市職員給与条例の一部改正)

第3条 豊川市職員給与条例(昭和27年豊川市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第6条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第5条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（時間外勤務手当）

第14条（略）

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間（市長が定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定

（再任用職員の給料月額）

第6条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（時間外勤務手当）

第14条（略）

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間（市長が定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定

により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」とする。

4・5（略）
（期末手当）

第18条の6（略）

2（略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6（略）
（勤勉手当）

第18条の9（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、所属長が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1）前項の職員のうち定年前再任用短時

により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」とする。

4・5（略）
（期末手当）

第18条の6（略）

2（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6（略）
（勤勉手当）

第18条の9（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、所属長が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1）前項の職員のうち再任用職員

間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第18条の10 第6条、第9条、第10条及び第10条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～17 (略)

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第20項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 豊川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年豊川市条例第 号）第1条の規定による改

以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員 の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(再任用職員についての適用除外)

第18条の10 第9条、第10条及び第10条の3の規定は、再任用職員 には適用しない。

附 則

1～17 (略)

正前の豊川市職員の定年等に関する条例
(昭和59年豊川市条例第13号) 第3条た
だし書に規定する職員

(3) 豊川市職員の定年等に関する条例第
9条第1項又は第2項の規定により法第
28条の2第1項に規定する異動期間(同
条例第9条第1項又は第2項の規定によ
り延長された期間を含む。)を延長され
た同条例第6条に規定する職を占める職
員

(4) 豊川市職員の定年等に関する条例第
4条第1項又は第2項の規定により勤務
している職員(同条例第2条に規定する
定年退職日において前項の規定が適用さ
れていた職員を除く。)

20 法第28条の2第4項に規定する他の職へ
の降任等をされた職員であつて、当該他の
職への降任等をされた日(以下この項及び
附則第22項において「異動日」という。)
の前日から引き続き同一の給料表の適用を
受ける職員のうち、特定日に附則第18項の
規定により当該職員の受ける給料月額(以
下この項において「特定日給料月額」とい
う。)が異動日の前日に当該職員が受けて
いた給料月額に100分の70を乗じて得た額
(当該額に、50円未満の端数を生じたとき
はこれを切り捨て、50円以上100円未満の
端数を生じたときはこれを100円に切り上
げるものとする。以下この項において「基
礎給料月額」という。)に達しないことと
なる職員(市長が定める職員を除く。)に
は、当分の間、特定日以後、附則第18項の
規定により当該職員の受ける給料月額のほ
か、基礎給料月額と特定日給料月額との差
額に相当する額を給料として支給する。

21 前項の規定による給料の額と当該給料を
支給される職員の受ける給料月額との合計
額が第5条の規定により当該職員の属する
職務の級における最高の号給の給料月額を
超える場合における前項の規定の適用につ
いては、同項中「基礎給料月額と特定日給

料月額」とあるのは、「第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

22 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第20項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第18項の規定の適用を受ける職員には、市長が定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

25 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第20項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

改正後

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	(略)									
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考（略）

別表第2 医療職給料表（第4条関係）

- ア 医療職給料表（一）（略）
- イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

改正前

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	(略)									
再任用職員										
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考（略）

別表第2 医療職給料表（第4条関係）

- ア 医療職給料表（一）（略）
- イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員								
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 (略)

ウ 医療職給料表 (三)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)							

再任用職員								
	(略)							
再任用職員								
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 (略)

ウ 医療職給料表 (三)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	(略)							

定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 (略)

再任用職員							
—	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600
—							
—							

備考 (略)

年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(5) (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 (略)

年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(5) (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条 第3条第1項第3号及び第4条第1項(第1号を除く。)に規定する者(法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職したものであって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第3条第1項、第4条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 (略)

(退職手当の調整額)

第5条の6 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第4条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。))又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条 第3条第1項第3号及び第4条第1項(第1号を除く。)に規定する者(法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職したものであって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第3条第1項、第4条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 (略)

(退職手当の調整額)

第5条の6 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第4条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。))又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在

職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第6条第4項において「休職月等」という。)のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(7) (略)

2～5 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による

職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下

「休職月等」という。)のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(7) (略)

2～5 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による

懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。

）を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2～6（略）

（退職をした者の退職手当の返納）

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第9条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第16条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1)（略）

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引

懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。

）を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2～6（略）

（退職をした者の退職手当の返納）

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第9条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第16条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1)（略）

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引

き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第16条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この項から第6項までにおいて「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。))に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には____、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第14条第5項又は前条第3項において準用する豊川市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第14条第1項又は前条第1項の規定

き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第16条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条____において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条____において同じ。))に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第14条第5項又は前条第3項において準用する豊川市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第14条第1項又は前条第1項の規定

による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第12条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せら

による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第12条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せら

れた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2～4 (略)

5 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職する者が、引き続いて日本国

れた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員 _____ に対する免職処分を受けた場合において、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員 _____ に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 昭和30年9月30日以前の退職による退職手当の支給については、なお従前の例による。

3～5 (略)

6 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職する者が、引き続いて日本国

有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であって同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き在職して職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続きした期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（豊川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和49年豊川市条例第4号。以下「条例第4号」という。）附則第6項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第2条から第5条まで及び附則第13項から第21項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第5条の7第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6項」とする。

7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第4号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第2条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第4条の2及び附則第16項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第4号附則第8項の規定に該当する者を除く。）で第4条又は附則第

有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であって同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する

日本国有鉄道清算事業団（以下「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き在職して職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続きした期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（豊川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和49年豊川市条例第4号。以下「条例第4号」という。）附則第6項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第2条から第5条まで の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第5条の7第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。

8 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第4号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第2条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第4条の2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

9 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第4号附則第8項の規定に該当する者を除く。）で第4条

14項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。

9～12 (略)

13 当分の間、第3条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第2条の規定の適用については、同条第1項中「又は第4条」とあるのは、「第4条又は附則第13項」とする。

14 当分の間、第4条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第2条の規定の適用については、同条第1項中「又は第4条」とあるのは、「第4条又は附則第14項」とする。

15 前2項の規定は、豊川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年豊川市条例第 号）第1条の規定による改正前の豊川市職員の定年等に関する条例（昭和59年豊川市条例第13号）第3条ただし書に規定する職員（以下「医療業務従事職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

16 豊川市職員給与条例附則第18項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

17 当分の間、第3条第1項第3号及び第4条第1項第5号に掲げる者に対する第5条及び第5条の5の規定の適用については、第5条の表以外の部分中「定年に達する日

____の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。

10～13 (略)

」とあるのは「定年（附則第15項に規定する医療業務従事職員（以下「医療業務従事職員」という。）以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、第5条の表第3条第1項及び第4条第1項の項、第4条の2第1項第1号の項及び第4条の2第1項第2号の項並びに第5条の5の表第5条の3の項、第5条の4第1号の項及び第5条の4第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（医療業務従事職員以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

18 当分の間、第3条第1項第3号及び第4条第1項第5号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第5条及び第5条の5の規定の適用については、第5条の表第3条第1項及び第4条第1項の項、第4条の2第1項第1号の項及び第4条の2第1項第2号の項並びに第5条の5の表第5条の3の項、第5条の4第1号の項及び第5条の4第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の3」とする。

医療業務従事職員以外の者	60歳
医療業務従事職員	65歳

19 当分の間、第3条第1項第3号及び第4条第1項各号（第1号及び第4号を除く。）に掲げる者に対する第5条の規定の適用については、同条の表以外の部分中「20年」とあるのは「15年」とするほか、前項の

表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

20 当分の間、第4条第1項第2号及び第3号に掲げる者であつて附則第18項の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条及び第5条の5の規定の適用については、第5条の表第3条第1項及び第4条第1項の項、第4条の2第1項第1号の項及び第4条の2第1項第2号の項並びに第5条の5の表第5条の3の項、第5条の4第1号の項及び第5条の4第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第18項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

21 当分の間、第4条第1項第2号及び第3号に掲げる者であつて附則第18項の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条及び第5条の5の規定の適用については、第5条の表第3条第1項及び第4条第1項の項、第4条の2第1項第1号の項及び第4条の2第1項第2号の項並びに第5条の5の表第5条の3の項、第5条の4第1号の項及び第5条の4第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の2を退職の日にお

<p>いて定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。 (宝飯郡一宮町の編入に伴う経過措置)</p> <p>22 (略) (宝飯郡音羽町及び同郡御津町の編入に伴う経過措置)</p> <p>23 (略) (宝飯郡小坂井町の編入等に伴う経過措置)</p> <p>24 (略)</p>	<p>(宝飯郡一宮町の編入に伴う経過措置)</p> <p>14 (略) (宝飯郡音羽町及び同郡御津町の編入に伴う経過措置)</p> <p>15 (略) (宝飯郡小坂井町の編入等に伴う経過措置)</p> <p>16 (略)</p>
--	--

(豊川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 豊川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和49年豊川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 適用日に在職する職員（適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となったものを含む。次項及び附則第8項において同じ。）のうち、適用日以後に豊川市職員退職手当支給条例第2条から第4条まで又は附則第13項若しくは第14項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第2条から第5条まで及び附則第13項から第21項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に豊川市職員退職手当支給条例第2条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第4条の2及び附則第16項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>8 適用日に在職する職員のうち、適用日以</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 適用日に在職する職員（適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となったものを含む。次項及び附則第8項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第2条から第4条まで_____の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第2条から第5条まで_____の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第2条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第4条の2_____の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>8 適用日に在職する職員のうち、適用日以</p>

<p>後に豊川市職員退職手当支給条例第4条又は附則第14項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>9～11 (略)</p>	<p>後に新条例第4条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>9～11 (略)</p>
--	--

第6条 豊川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年豊川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 1～12 (略)</p> <p>13 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で豊川市職員退職手当支給条例第2条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第4条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>14 (略)</p>	<p>附 則 1～12 (略)</p> <p>13 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で豊川市職員退職手当支給条例第2条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第4条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>14 (略)</p>

第7条 豊川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年豊川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の豊川市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の豊川市職員退職手当支給条例（以下「旧条</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の豊川市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の豊川市職員退職手当支給条例（以下「旧条</p>

例」という。)第2条から第5条まで、第5条の3及び附則第7項から第9項まで、附則第8条の規定による改正前の豊川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和38年豊川市条例第6号。以下この条及び次条において「条例第6号」という。)附則第5項、附則第9条の規定による改正前の豊川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和49年豊川市条例第4号。以下この条及び次条において「条例第4号」という。)附則第6項から第9項まで並びに附則第10条の規定による改正前の豊川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年豊川市条例第35号。以下この条及び次条において「条例第35号」という。)附則第13項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第4条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第7項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、豊川市職員退職手当支給条例第1条の4から第5条まで及び第5条の3から第5条の7まで並びに附則第6項から第8項まで、附則第4条、附則第5条、附則第8条の規定による改正後の条例第6号附則第5項、条例第4号附則第6項から第9項まで並びに条例第35号附則第13項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による

例」という。)第2条から第5条まで、第5条の3及び附則第7項から第9項まで、附則第8条の規定による改正前の豊川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和38年豊川市条例第6号。以下この条及び次条において「条例第6号」という。)附則第5項、附則第9条の規定による改正前の豊川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和49年豊川市条例第4号。以下この条及び次条において「条例第4号」という。)附則第6項から第9項まで並びに附則第10条の規定による改正前の豊川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年豊川市条例第35号。以下この条及び次条において「条例第35号」という。)附則第13項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第4条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第7項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第1条の4から第5条まで及び第5条の3から第5条の7まで並びに附則第7項から第9項まで、附則第4条、附則第5条、附則第8条の規定による改正後の条例第6号附則第5項、条例第4号附則第6項から第9項まで並びに条例第35号附則第13項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による

退職手当の額とする。 2 (略)	退職手当の額とする。 2 (略)
---------------------	---------------------

(豊川市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
第8条 豊川市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年豊川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 上下水道事業職員で常時勤務を要するもの並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</p> <hr/> <p>及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第17条 第5条、第5条の3及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 上下水道事業職員で常時勤務を要するもの並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(再任用職員等) について の適用除外)</p> <p>第17条 第5条、第5条の3及び第14条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

(豊川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
第9条 豊川市職員の育児休業等に関する条例(平成4年豊川市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 豊川市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

長された管理監督職を占める職員

(4)～(6) (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(3) 豊川市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(4) (略)

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
第6条第2項及び第4項	(略)

第14条第3項	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
(略)		

(育児短時間勤務職員等についての特殊勤務手当条例の特例)

第18条 育児短時間勤務職員等についての豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年豊川市条例第20号。以下「特殊勤務手当条例」という。）第6条の規定の適用については、同条中「地方公務員法第22条

(3)～(5) (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第6条第2項及び第4項	(略)	
第6条の2第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第14条第3項	再任用短時間勤務職員	(略)
(略)		

(育児短時間勤務職員等についての特殊勤務手当条例の特例)

第18条 育児短時間勤務職員等についての豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年豊川市条例第20号。以下「特殊勤務手当条例」という。）第6条の規定の適用については、同条中「地方公務員法第28条

の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員

_____」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。）」と、「第2条第3項」とあるのは「第2条第2項」とする。

（短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第21条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第14条第3項	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	(略)
第18条の10	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	(略)

（短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の特例）

第22条 短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例第6条の規定の適用については、同条中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員

_____」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員」と、「第2条第3項」

の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。）」と、「第2条第3項」とあるのは「第2条第2項」とする。

（短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第21条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第14条第3項	再任用 短時間 勤務職 員	(略)
第18条の10	再任用 職員	(略)

（短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の特例）

第22条 短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例第6条の規定の適用については、同条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員」と、「第2条第3項」

<p>とあるのは「第2条第4項」とする。 (部分休業をすることができない職員) 第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） (部分休業の承認) 第24条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年豊川市条例第12号。以下「<u>勤務時間条例</u>」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 (略)</p>	<p>とあるのは「第2条第4項」とする。 (部分休業をすることができない職員) 第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） (部分休業の承認) 第24条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年豊川市条例第12号。以下「<u>勤務時間条例</u>」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 (略)</p>
--	--

(豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第10条 豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年豊川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間) 第2条 (略) 2 (略) 3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時</p>	<p>(1週間の勤務時間) 第2条 (略) 2 (略) 3 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時</p>

間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上(週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職

間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上(週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職

員等及び定年前再任用短時間勤務職員等) については、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等)については、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等)については、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

員等及び再任用短時間勤務職員等) については、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等)については、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等)については、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第11条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年豊川市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の派遣)	(職員の派遣)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員	(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)
(2) (略)	(2) (略)
(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(市長が定める職員を除く。)	(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(市長が定める職員を除く。)

(4) (略)	(4) (略)
(5) <u>豊川市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u>	
(6) (略)	(5) (略)

(豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第12条 豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年豊川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定年前再任用短時間勤務職員等に対する手当の額の算定の特例)</p> <p>第6条 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u></p> <hr/> <p>又は豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊川市条例第15号）第4条の規定により採用された職員が月額で定められている手当の支給を受ける場合における当該手当の額は、別表の規定にかかわらず、同表に定める支給額に豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年豊川市条例第12号）第2条第3項、第4項又は第5項の規定により定められた勤務時間数を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(再任用短時間勤務職員等) に対する手当の額の算定の特例)</p> <p>第6条 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの又は豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊川市条例第15号）第4条の規定により採用された職員が月額で定められている手当の支給を受ける場合における当該手当の額は、別表の規定にかかわらず、同表に定める支給額に豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年豊川市条例第12号）第2条第3項、第4項又は第5項の規定により定められた勤務時間数を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>

(豊川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第13条 豊川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年豊川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事行政の運営の状況の報告)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項</u></p>	<p>(人事行政の運営の状況の報告)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項</u></p>

<p>第2号に掲げる職員並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（11）（略）</p>	<p>第2号に掲げる職員並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（11）（略）</p>
--	--

（豊川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第14条 豊川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年豊川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与の種類） 第2条 病院事業職員で常時勤務を要するもの並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u> ____及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3（略） （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第24条 第5条、第7条及び第18条の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>____又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>（給与の種類） 第2条 病院事業職員で常時勤務を要するもの並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3（略） （再任用職員等____）についての適用除外） 第24条 第5条、第7条及び第18条の規定は、地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項</u>又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

（豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第15条 豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等） 第9条（略） 2・3（略）</p>	<p>（給与条例の適用除外等） 第9条（略） 2・3（略）</p>

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第14条第2項及び第3項の適用については、給与条例第14条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊川市条例第15号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。））」と、給与条例第14条第3項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第14条第2項及び第3項の適用については、給与条例第14条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊川市条例第15号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。））」と、給与条例第14条第3項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

（豊川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第16条 豊川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（給料の支給）</p> <p>第6条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給については、給与条例の適用を受ける常時勤務を要する職員（_____以下「常勤職員」という。）の例による。（特殊勤務手当に相当する報酬等）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 前項に規定する報酬については、常勤職員（時間外勤務手当に相当する報酬にあっては、給与条例第6条の2 _____に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>）の例による。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（給料の支給）</p> <p>第6条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給については、給与条例の適用を受ける常時勤務を要する職員（<u>給与条例第6条の2第1項に規定する再任用職員を除く。</u>）以下「常勤職員」という。）の例による。（特殊勤務手当に相当する報酬等）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 前項に規定する報酬については、常勤職員（時間外勤務手当に相当する報酬にあっては、給与条例第6条の2第2項に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u> _____）の例による。</p> <p>3 （略）</p>

（豊川市職員の再任用に関する条例の廃止）

第17条 豊川市職員の再任用に関する条例（平成13年豊川市条例第19号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第27項の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の豊川市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の豊川市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えないことができない。
- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市長が定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該市長が定める職にあつては、市長が定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 4 新定年条例第4条第3項及び第4項の規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第10項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員（附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、附則第5項の規定によるほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合（以下「組合」という。）における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報

に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

1 1 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

1 2 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

1 3 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 4 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第17項及び第

26項において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

15 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

16 任命権者は、附則第13項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第14項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

18 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

19 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

20 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定す

る職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

2 1 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

2 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第5項から第18項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第25項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 4 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

25 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第23項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

26 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市長が定める短時間勤務の職(以下「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該市長が定める短時間勤務の職にあつては、市長が定める者)を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該市長が定める短時間勤務の職にあつては、市長が定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

27 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(豊川市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

28 第3条の規定による改正後の豊川市職員給与条例(以下「新給与条例」

- という。) 附則第 18 項から第 25 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 29 暫定再任用職員（新地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（新給与条例第 6 条の 2 に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下この項から附則第 33 項までにおいて同じ。）であるものとした場合に適用される豊川市職員給与条例第 4 条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 5 条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 30 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年豊川市条例第 12 号）第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 31 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される豊川市職員給与条例第 4 条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 5 条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 32 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。
- 33 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 18 条の 6 第 3 項の規定を適用する。
- 34 新給与条例第 18 条の 9 第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合

における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び豊川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年豊川市条例第 号）附則第8項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

- 35 新給与条例第6条、第9条、第10条及び第10条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（豊川市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 36 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の豊川市職員退職手当支給条例第1条第1項の規定の適用については、同項中「以下「職員」という」とあるのは、「豊川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年豊川市条例第 号）附則第8項に規定する暫定再任用職員を除く。以下「職員」という」とする。

（豊川市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 37 暫定再任用職員は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、第8条の規定による改正後の豊川市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

（豊川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 38 暫定再任用短時間勤務職員は、第9条の規定による改正後の豊川市職員の育児休業等に関する条例第23条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、同条例の規定を適用する。

- 39 旧定年条例勤務延長職員は、新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員とみなして、第9条の規定による改正後の豊川市職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

（豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 40 暫定再任用短時間勤務職員は、第10条の規定による改正後の豊川市職

員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして同条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 1 第11条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

4 2 旧定年条例勤務延長職員は、新定年条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、第11条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

(豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 3 暫定再任用短時間勤務職員は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、第12条の規定による改正後の豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定を適用する。

(豊川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 4 暫定再任用職員は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、第14条の規定による改正後の豊川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

(豊川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 5 令和14年3月31日までの間、第16条の規定による改正後の豊川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第6条の規定の適用については、同条中「常時勤務を要する職員(」とあるのは「常時勤務を要する職員(豊川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年豊川市条例第 号)附則第8項に規定する暫定再任用職員を除く。」とする。

(委任)

4 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げるとともに、新たに導入される管理監督職勤務上限年齢制度、定年前再任用短時間勤務制度等に関して所要の措置を講じ、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。